

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 2 項・第 3 項 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 11 条～第 23 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 8 条、第 9 条 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 114 号）</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。</p> <p>(1) 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が、建築物移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 11 条から第 23 条までに定める基準）を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（平成 18 年国土交通省令第 114 号）に適合すること。</p> <p>(2) 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 18 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 18 条第 2 項</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 11 条～第 23 条</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 8 条、第 9 条、第 11 条</p> <p>高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 114 号）</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>認定建築主等は、当該認定を受けた計画の変更（特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。市町村長は当該変更が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。</p> <p>(1) 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が、建築物移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 11 条から第 23 条までに定める基準）を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（平成 18 年国土交通省令第 114 号）に適合すること。</p> <p>(2) 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定施設に関する容積率の例外許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 24 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準 (平成 18 年国土交通省告示第 1481 号)
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準 (平成 18 年国土交通省告示第 1481 号) に定める基準に適合すること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	移動等円滑化経路協定の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 43 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 41 条、第 43 条第 1 項 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 21 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第 98 条第 1 項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）第 83 条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。</p> <p>2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置</p> <p>(2) 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの</p> <p>イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準</p> <p>ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項</p> <p>ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項</p> <p>(3) 移動等円滑化経路協定の有効期間</p> <p>(4) 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置</p> <p>3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>4 市町村長は、第 3 項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同</p>

	<p>項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める次の基準に適合するものであること。</p> <p>① 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。</p> <p>② 第2項第2号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第25条第3項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、当該基本的な方針に適合していなければならない。</p> <p>③ 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	移動等円滑化経路協定の変更の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 44 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 44 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>市町村長は、移動等円滑化経路協定の変更の認可の申請が次の①～③のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、認可をするものとする。</p> <p>① 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>② 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>③ 移動等円滑化経路協定において定める事項が施行規則第 21 条で定める基準に適合するものであること。</p>
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	移動等円滑化経路協定の廃止の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 48 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 48 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 50 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 43 条第 1 項、第 50 条第 2 項・第 2 項 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 21 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、第 1 項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第 2 項各号に掲げる事項について主務省令で定める次の基準に適合するものであること。</p> <p>① 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。</p> <p>② 第 2 項第 2 号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第 25 条第 3 項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、当該基本的な方針に適合していなければならない。</p> <p>③ 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	

設 定 日

平成 27 年 10 月 31 日